

景観形成基準チェックシート

■津屋崎千軒区域（景観重点区域）

※該当する項目すべてに確認（チェック）をしてください。

項目			景観形成基準	確認
建築物	屋根	素材・形状	・伝統的な屋根景観を維持するため、勾配屋根（切妻、入母屋、寄棟など）を採用する（延べ床面積 30㎡以内かつ高さ 3m 以下の附属建築物（カーポート、倉庫など）はこの限りでない） 勾配は 3 寸（約 17 度）以上が望ましい ・通りに対して平入りの勾配屋根を基調とし、勾配や大きさ、材料を出来る限りそろえる ・屋根の材料は和瓦を基本とする	☐
		色彩	・和瓦、平板瓦、銅板等を用いるときは、原則として素材色とする ・その他の場合は、すべての色相において、色彩基準 ^{（※1）} に基づくものとする	☐
	外観	素材・形状	・3 階建て以上とする場合は、3 階以上の壁面を通りから後退させるなどにより、歩行者から見えにくくなるよう配慮する ・漆喰、板張、木製格子などの伝統的な意匠か、もしくはこれと調和したものとする ・木製格子や虫籠窓を設置する場合は、津屋崎の伝統的な様式とする	☐
		色彩	・自然素材にみられる黄赤、黄、無彩色系の色相で、色彩基準 ^{（※1）} に基づくものとする ・ただし自然系素材（漆喰、板張、土壁等）を用いる場合にはこの限りでない ・木製建具を基本とし、それ以外とする場合は黒、茶系統の色彩とする ・それ以外の色彩を用いる場合は、壁面と同様の色相を用いる	☐
	高さ		・2 階建てを基本とする ・高さは 12m を超えないこと 商業地域にあっては 15m を超えないこと（都市計画法に基づく高度地区）	☐
	位置・配置		・周囲の建物と軒、窓、扉の高さを揃えるなどにより、まちなみの連続性に配慮する ・隣接地と相互に協力し、隣棟間隔を保つ ・通りに面する壁の位置は、周囲より大幅に突出、または後退させないようにする ・伝統的な地割を生かして建築する ・スアイ（幅 1 m ほどの生活道）を意識して建築する	☐
	建築設備		・駐車場は、通りに面する場所は避けて裏通りに設置する 困難な場合は塀や生け垣を設ける ・庭木や花などで緑化に努める ・通りに面した場所にエアコンの室外機を置く場合は、室外機カバーなどを設置するなどして景観に配慮する ・トコ・パンコの設置等により、津屋崎千軒らしさの演出に配慮する ・太陽光パネル及びフレームは、低明度、低彩度、低反射で建築物の屋根と一体的に見える色彩のものを使用し、突出部分を最小限にする ・太陽光発電の附属設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する	☐
工作物	塔状工作物	形態・意匠	・歴史的雰囲気との調和に配慮した形態および色相とし、色彩基準 ^{（※1）} に基づくものとする	☐
	壁状工作物	位置・配置	・やむを得ず建築物を道路から大きく後退させる場合は、まちなみの連続性に配慮し、できる限り壁面のようにデザインされた門、塀、植栽等を設ける	☐
	その他工作物	形態・意匠	・サインやマップを設置するときは、落ち着いた色にする また、書体は明朝体系の採用等により、まちなみになじむものにする	☐
	自動販売機	形態・意匠	・自動販売機や回収箱を設置するときは、まちなみになじむ落ち着いた色を使うよう努めるものとする	☐
屋外における物件の堆積			・通りに面した所には、できる限り不要なものやごみ箱などを置かない	☐

※1 下表を参照・遵守のうえ、確認（チェック）を付けること。

※2 公共空間とは、国道、県道および市道、もしくは市が新たに指定する市道をいう。

■色彩基準

種別	色相	明度	彩度	注記	確認
外壁	Y R・Y・N	7 以下	3 以下	自然系素材（漆喰、板張、土壁、和瓦等）を用いる場合にはこの限りでない。	☐
	G Y・G・B G・B・P B・P・R P・R	認めない			
屋根・工作物	無彩色または明度 2.5～5.5 以下、彩度 0.5 以下				☐